

長野県告示第30号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
国分	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域。	上田市	国分	干池	732番3	1号
		〃	〃	〃	735番3地	2号
		〃	〃	上沖	238番2	3号
		〃	〃	〃	306番	4号
		〃	〃	〃	314番1	5号及び6号
		〃	〃	干池	717番1	7号
		〃	〃	〃	751番9	8号
		〃	〃	〃	750番1	9号
		〃	〃	〃	719番3	10号
		〃	〃	〃	721番5	11号
		〃	〃	〃	720番3	12号
		〃	〃	〃	725番1	13号
		〃	〃	〃	726番	14号
		〃	〃	〃	735番3	15号
		住吉	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域。	上田市	住吉	大碓
〃	〃			〃	1418番3地	2号
〃	上野			雨池	2177番9	3号
〃	〃			〃	2160番	4号
〃	〃			〃	2152番1	5号
〃	住吉			大碓	1418番1	6号

砂防課

長野県告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月24日

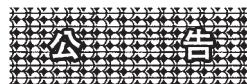
長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画公園事業 6・5・2号 南長野運動公園
- 3 事業施行期間
平成25年1月24日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
長野市川中島町御厨字坪之内及び字高柳並びに篠ノ井東福寺

字北小森北、字池田、字五反田、字南宮、字上組北及び梶子田並びに篠ノ井小森字合戦場地内

- (2) 使用の部分
なし

都市計画課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新道会
- 3 代表者の氏名
小笠原 忠 夫
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市岩村田1068番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、新道会 事務所を拠点とし、地域住民及び他の不特定多数の市民及び団体に対し、行政および各種団体との連携を深めながら、地域貢献の一環として環境美化、並びに文化振興に関する事業を行い、地域雇用の創出を図ると共に、安全で清潔なよりよい社会風土の形成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人落倉バックカントリーフィールド
- 3 代表者の氏名
高 橋 誠
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城14920番地61
- 5 定款に記載された目的

この法人は、白馬を訪れる方や地域を愛する人に対して、スポーツ体験の提案などを通じて観光の振興やまちづくりの推進を図る活動を主体とし、そのほかに自然環境の保全を行い地域の自然を活用することにより子供達の健全育成を図る活動を含め、地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本武道総合格闘技連盟
- 3 代表者の氏名
小沢 隆
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市上郷黒田5530番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の者を対象として、伝統的な日本武道の心技を集約した武道総合格闘技の指導者の育成、武道総合格闘技を通じて日本及び世界の青少年を健全に育成する活動、日本における社会不適応者が自発的に社会適応できるよう自立支援する活動、及び世界各国の人々に日本の文化、技術を教育する活動を

行い、武道総合格闘技の振興、次世代を担う青少年の健全な精神と身体の育成、国際交流に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ZERO
- 3 代表者の氏名
坂口 智教
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市墨坂南5丁目2番19号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者、生活困窮状態に陥る人々に社会生活の自立、日常生活の自立、経済的な自立の支援事業を行い、誰もが地域で生活できるように、安心・安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成25年度長野県農業大学校農学部学生の再募集を次のとおり実施します。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部守一

1 募集人員及び修業年限

学	科	修業年限	募集人員
総	合 農 学 科	2年	9人
実 科 ・ 研 究 科	果樹実科・研究科	各1年	実科 合計 21人
	野菜花き実科・研究科		
	畜産実科・研究科		研究科 合計 32人
	南信農業実科・研究科		

2 受験資格

(1) 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 実科

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）
- ウ 学校教育法施行規則第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(3) 研究科

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者
- イ 学校教育法による短期大学を卒業した者
- ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続き

(1) 提出書類

- ア 入学願書及び受験票（所定の用紙を使用してください。）
- イ 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあつては、卒業証明書、成績証明書又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。）
- ウ 2の(1)のウ又は(2)のウに該当する者にあつては、その事実を証する書類
- エ 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7センチメートル、横5センチメートルのもの1枚を入学願書に貼ってください。）
- オ 長形3号封筒（志願者宛てに受験票を返送しますので、住所、氏名、郵便番号を明記し、80円切手を貼ったものを1通提出してください。）
- カ その他校長が必要とする書類

(2) 入学願書の受付期間

平成25年1月25日（金）から平成25年2月4日（月）までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。郵送による場合は、平成25年2月4日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書に貼り、消印しないでください。）納付してください。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする学 科	提 出 先
総 合 農 学 科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話（026）278-5211
果 樹 実 科 ・ 研 究 科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話（026）246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話（0263）52-1148
畜 産 実 科 ・ 研 究 科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10931-1 電話（0263）52-1188
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話（0265）35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査（面接）とし、次により実施します。

(1) 期日及び場所

- ア 期日 平成25年2月14日（木）

イ 場所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。) 数学I	国語(60分) 小論文(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	化学I 生物I (注)	数学(60分) 公民(60分) 化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	数学I 現代社会 化学I 生物I (注)

(注) 農業の内容は、各種作物の栽培管理及び各種家畜の飼育管理等とします。

イ 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

(3) 合格者の発表

平成25年2月25日(月)午前9時に、試験を実施した場所(当該場所において実施した学科に係るものに限ります。)及び長野県農業大学校ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/xnousei/noudai/index.htm>)に掲示するとともに、本人に通知します。なお、電話による問い合わせはできません。

5 その他

(1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課

公告

平成25年1月18日、塩尻市塩尻東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成25年1月18日、長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成25年1月26日に開催を予定していた佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成25年1月24日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年1月24日

長野県佐久地方事務所長 松本 有司

1(1) 指定番号 佐久第340号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年10月23日

(4) 指定道路の位置 小諸市市町一丁目174-4の内、174-21の内、174-23の内、174-24、174-44、174-45、186-5の内、215-10

(5) 指定道路の延長 68.90メートル

(6) 指定道路の幅員 4.50メートル

2(1) 指定番号 佐久第341号

- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年11月19日
- (4) 指定道路の位置 小諸市丙字富士見平818-4
- (5) 指定道路の延長 33.20メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年1月24日

長野県諏訪地方事務所長 池田 秀 政

- 1(1) 指定番号 諏訪第993号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年10月26日
- (4) 指定道路の位置 茅野市湖東字屋敷通5002-2、5002-11
- (5) 指定道路の延長 55.98メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.12メートル
- 2(1) 指定番号 諏訪第994号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年10月26日
- (4) 指定道路の位置 茅野市ちの字家下2574-6
- (5) 指定道路の延長 27.95メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.05メートル
- 3(1) 指定番号 諏訪第995号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年11月19日
- (4) 指定道路の位置 諏訪郡下諏訪町社字神明木151-1
- (5) 指定道路の延長 47.23メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.00~6.03メートル
- 4(1) 指定番号 諏訪第996号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年12月27日
- (4) 指定道路の位置 諏訪郡下諏訪町字大橋下4770-4、4778-18
- (5) 指定道路の延長 142.67メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.08~6.03メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年1月24日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一 男

- 1(1) 指定番号 上伊那第536号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年10月16日
- (4) 指定道路の位置 駒ヶ根市赤穂10339-5
- (5) 指定道路の延長 114.17メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.14メートル 6.15メートル
- 2(1) 指定番号 上伊那第537号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年10月19日
- (4) 指定道路の位置 駒ヶ根市赤穂2750-10
- (5) 指定道路の延長 55.04メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.08メートル
- 3(1) 指定番号 上伊那第538号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成24年12月7日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡飯島町七久保1452-10、1452-15、1452-16
- (5) 指定道路の延長 34.31メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.05メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年1月24日

長野県松本地方事務所長 北原 政彦

- 1 指定番号 松本第286号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年10月5日
- 4 指定道路の位置 安曇野市明科七貴5851-1
- 5 指定道路の延長 27.65メートル
- 6 指定道路の幅員 4.80メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年1月24日

長野県長野地方事務所長 望月 孝光

- 1 指定番号 長野第826号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年12月13日
- 4 指定道路の位置 千曲市大字鋳物師屋字西畑229-4
- 5 指定道路の延長 35.00メートル
- 6 指定道路の幅員 4.83メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年1月24日

長野県北信地方事務所長 柳 澤 直 樹

- 1 指 定 番 号 北信第159号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年11月12日
- 4 指定道路の位置 中野市大字七瀬字前田40-11、40-13
- 5 指定道路の延長 45.70メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築指導課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第2号に規定する指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり停止しました。

平成25年1月24日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 本 浩 司

- 1 名称及び所在地
信陽工業株式会社
須坂市大字野辺1366番地24
- 2 停止期間
平成25年1月18日から平成25年4月17日まで

企 業 局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月24日

長野県南信教育事務所長 松 本 善 彦

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
教職員伊那寮厨房ほか改修工事
- 3 工事箇所名
伊那市狐島3473番地2 教職員伊那寮
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 建築一式工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

- ア 資格総合点数が607点以下であること。
- イ 上伊那地方事務所管内に本店又は営業所を有していること。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- 5 工期
着手日から40日間
- 6 支払条件
 - (1) 前払金
原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。
 - (2) 部分払
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成25年1月24日（木）から平成25年2月5日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。
伊那市荒井3497番地
長野県南信教育事務所 総務課
電話 0265（76）6858
- 8 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年2月6日（水） 午前10時
イ 場所 長野県伊那合同庁舎 304号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成25年2月4日（月）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。
 - (6) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

保健厚生課